

議案第41号

港区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 現状

区では、みなと保健所に勤務する職員が特定の感染症の患者等に接触する業務に従事したときに、港区職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づき、次のとおり特殊勤務手当を支給しています。

手当名	対象業務	支給額
防疫等業務手当	一類感染症（エボラ出血熱等）新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の患者等に接触する業務に従事したとき。	日額 670円
	二類感染症（結核等）又は三類感染症（コレラ等）の患者等に接触する業務に従事したとき。	日額 310円

2 特例的に支給する防疫等業務手当の内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新型コロナウイルス感染症から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われる業務は感染リスクが高く、厳しい勤務環境と平常時には想定されない業務であるため、当該業務に従事したみなと保健所に勤務する職員に対し、特例的に次の防疫等業務手当を4,000円を上限に支給します。

なお、国においても新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みて、人事院規則を改正し、4,000円を上限とする特殊勤務手当を支給しています。

対象業務の例	支給額
<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査のための検体採取 ・患者を医療機関への搬送する際の随行 等 	日額 4,000円
<ul style="list-style-type: none"> ・患者の検体搬出入 等 	日額 3,000円
<ul style="list-style-type: none"> ・患者等との窓口での相談、受付 ・患者等との電話による相談 ・疫学調査（感染源・接触者調査、施設調査、濃厚接触者の健康観察、保健指導） ・検疫フォロー 	日額 670円

3 施行日

公布の日（令和2年1月27日以後の勤務から適用）